平成２８年（フ）第４１１号
新潟市秋葉区荻島１丁目８番33号
債務者　近藤　佳代
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６号
石川県羽咋郡志賀町徳田ナの101番地
債務者　谷　　清昭
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第６２号
山梨県都留市つる４丁目５番20号
債務者　内川　知子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１号
山梨県都留市金井38番地
債務者　高尾　芳子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
長野県埴科郡坂城町大字網掛755番地１　リバーサイドＨＩＲＯ　Ｂ203
債務者　宮澤　隆則
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１０３号
長野県埴科郡坂城町大字網掛755番地１　リバーサイドＨＩＲＯ　Ｂ203
債務者　宮澤ハルミ
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第５９号
長野県上伊那郡辰野町大字辰野2026番地２　アヴェニールコイケ202号
債務者　土田　　稔
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第６０号
長野県伊那市西町6021番地４
債務者　白澤　直子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第７号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　Ｐ３－301
債務者　佐野　綾子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８１号
三重県伊賀市岩倉24番地の１
債務者　濵元　美幸
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第３４号
京都府南丹市園部町横田７号166番地　ヴィラ温井202号
債務者　湯浅　悦子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
大阪府箕面市西小路４丁目４番30―201号、申立時の住所兵庫県川西市花屋敷１丁目31番４号　102
債務者　甲斐　敏子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５１９号
兵庫県姫路市御国野町御着726番地２
債務者　榮家誠一郎
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３６８号
奈良市神殿町327番地の２　ジュネス神殿207号
債務者　畑中　正次
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
鳥取県八頭郡八頭町宮谷200番地４　やず美咲園、住民票上の住所鳥取県八頭郡八頭町見槻中174番地10
債務者　松本　容幸
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
広島県呉市広白石２丁目７番５―303号　ダイキビル
債務者　中尾　博友
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所呉支部